

令和5年度 柳川市 1号認定者の利用料(保育料)案

令和5年4月1日適用

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			月額(単位:円)
国の 基準	階層 区分	定義	1号認定子ども (3歳以上)
		市町村民税の課税状況等	
第1階層	1	生活保護世帯	0
第2階層	2	市町村民税非課税世帯 (均等割のみ課税世帯を含む)	0
第3階層	3	市町村民税所得割課税額 38,000円以下	0
	4	市町村民税所得割課税額 38,001円以上77,100円以下	0
第4階層	5	市町村民税所得割課税額 77,101円以上211,200円以下	0 (副食費徴収対象)
第5階層	6	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	0 (副食費徴収対象)

※ 税額の計算には配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などは適用しません。

※ 8月までの保育料は令和4年度市民税額、9月以降の保育料は令和5年度市民税額により決定されます。

※ 同一世帯から三人以上の児童が小学校3年生まで、もしくは保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、届出保育施設(認可外保育施設)、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合の第3子の副食費は徴収免除になります。

※ この保育料のほかに、施設によって給食代、バス代などの実費徴収費や基準以上の教員配置、平均的な水準を超えた施設整備費などの特定負担額(上乗せ徴収費)が必要となることがあります。

☆ 新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります ☆

4月 5月 6月 7月 8月 **9月** 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市民税額に基づく保育料

当年度の市民税額に基づく保育料

※保護者等の市民税の状況により、年度の途中で保育料が変更となる場合があります。